

第5回 愛荘町公共下水道事業審議会 質疑応答と審議

議事① 第4回審議会の振返りと報告

第4回審議会の内容と「基本使用料を税抜き 700 円とし、従量制使用料の改定」を審議決定した事を確認しました。

報告について

使用料の改定だけでなく、経費を削減することで資金を確保する考えについて報告しました。

毎月請求をしている下水道使用料について、2 か月に 1 回の請求に回数を減らすことで納付書等の郵送料、口座振替等にかかる手数料を半減するものです。令和 8 年 7 月の郵送件数は納付書 1,100 件、口座振替通知ハガキ 6,061 件です。

郵送料と口座振替、上水道使用量情報提供等にかかる経費は令和 7 年度決算ベースで

●郵送料	7,843,000 円
●口座振替等各種手数料	1,751,315 円

となっており、年間約 960 万円の経費を 2 か月に 1 回の請求にすることで約 480 万円に削減が可能となります。※彦根市では毎月請求を希望される方には届出により対応されています。

令和 8 年 8 月 4 日に愛知郡水道事務所（使用水量データの提供先）、経営戦略課、建設・下水道課、システム会社と協議をしましたが、愛知郡水道事務所システムとのすり合わせや、下水道使用料システムの改修作業等の費用が必要となります。

また、東近江市も経費削減のため、請求回数を減らすことを考えておられ、愛荘町と同様に愛知郡水道事務所から旧湖東、愛東町地区の使用水量データの提供を毎月受けていることから、今後は東近江市を交えた協議を重ねていきます。

議事② 井戸水世帯の水量設定について

井戸水を使用している世帯は、1 か月世帯員一人あたり 8 m³の使用水量で下水道使用料を算出しています。

1 か月世帯員一人あたり 8 m³の使用水量とした根拠は、平成 21 年度に合併後の下水道使用料を算出する際に上水道の使用実態に合わせて算出した数値であり、東北部処理場管内の 8 市町のうち、愛荘町を含む 5 市町が井戸水を使用する世帯は 1 か月世帯員一人あたり 8 m³の使用水量として下水道使用料を算出しています。

現在、上水道のみを使用している世帯の 1 か月世帯員一人あたり水量と乖離もないことから、使用料改定後においても、井戸水を使用している世帯は、1 か月世帯員一人あたり 8 m³の使用水量で下水道使用料を算出することについて審議しました。

審 議

審議の結果、井戸水を使用している世帯は、1か月世帯員一人あたり8 m³の使用水量で下水道使用料を算出することとします。

議事③ 答申案について

第5回審議会の開催案内に答申案を同封し、委員の皆様から答申案に対する意見をいただいています。

答申案に対する意見3件であり、主な意見としては、答申案の言い回し、表現方法の修正でした。意見をいただいた言い回し、表現方法に修正した答申案を配布し、提出された意見を反映させるか審議しました。

審 議

いただいた意見について、一部を反映させ答申書を確定しました。